

平成 19 年 5 月 25 日掲載

事業契約書（案）別紙の変更箇所新旧対照表

該当箇所	変更前(H19.4.20)	変更後(H19.5.25)
P 27 別紙 1 表題	別紙 1 用語の定義	別紙 1 用語の定義（第 1 条関係）
P 27 別紙 1（1）		<u>「本事業」とは、市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した狭山市立第一学校給食センター更新事業をいう。</u>
P 27 別紙 1 （2）～（6）	（1）～（5）	（2）～（6） （番号の変更）
P 27 別紙 1（7）		<u>「本施設等」とは、本契約に基づいて事業者が事業契約書に記載された事業場所に整備する入間川給食センターと柏原給食センター及びその附帯施設並びに移設を行う築山、棚及び畑の総称をいう。</u>
P 27 別紙 1 （8）～（15）	（6）～（13）	（8）～（15） （番号の変更）
P 27 別紙 1（16）		<u>「業務開始予定日」とは、設計業務、建設・工事監理業務、厨房機器・食器等の調達・設置業務、維持管理業務及び運營業務それぞれについて、事業者の提案に基づいて市が決定した日をいう。</u>
P 27 別紙 1 （17）～（19）	（14）～（16）	（17）～（19） （番号の変更）

該当箇所	変更前(H19.4.20)	変更後(H19.5.25)
P 29 別紙 2 表題	別紙 2 モニタリング及びペナルティの考え方	別紙 2 モニタリング及びペナルティの考え方(第 51 条、第 59 条、第 65 条関係)
P 29 別紙 2 2	相当する対価	相当する金額
P 29 別紙 2 2 (1)	施設の全部又は一部が利用出来ない。 サービス水準が達成されない。	<u>事業者の責めに帰すべき事由により、施設の全部又は一部が利用できない。</u> <u>事業者の責めに帰すべき事由により、サービス水準が達成されない。</u>
P 32 別紙 3 表題	別紙 3 建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	別紙 3 建設、維持管理及び運営業務期間中の保険(第 33 条、第 55 条関係)
P 32 別紙 3 表 1	別紙 1 参照	
P 33 別紙 4 表題	別紙 4 サービスの対価の支払い方法	別紙 4 サービスの対価の支払い方法(第 57 条関係)
P 33 別紙 4 1	施設建設に必要な一切の費用からなる施設整備費と、	施設建設に必要な一切の費用からなる施設費と、
P 35 別紙 4 3	平成 36 年 4 月末日まで年 4 回支払うこととする。	平成 36 年 4 月末日まで年 4 回支払うこととする。 <u>ただし、運営業務の対価については、食数変動による改定を行うものとする。</u>
P 36 別紙 5 表題	別紙 5 サービスの対価の改定方法	別紙 5 サービスの対価の改定方法(第 58 条関係)
P 36 別紙 5 1	金利スワップレートをベースとして合理的に決定する金利とする。	金利スワップレートとする。

該当箇所	変更前(H19.4.20)	変更後(H19.5.25)
P 36 別紙 5 1	基準金利の改定は平成 31 年の 6 月 日の 2 営業日前に決定するものとす る。	基準金利の改定は平成 31 年の 6 月 日の 2 営業日前における午前 10 時現 在の東京スワップレファレンスレー ト (T.S.R) として <u>Terelate17143 ペ ージに掲示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 5 年物 (円 - 円) 金利スワップ レートによるものとする。</u>
P 36 別紙 5 3	<u>以下に定める方法により</u> 次年度分の サービスの対価の改定を行う。	表 3 に定める指標に基づき次年度分の サービスの対価の改定を行う。

該当箇所のページ、章・節等の番号は、変更後のものを示しています。

事業契約書（案） P32 別紙 3 表 1

変更前

期間	保険種目	主な担保リスク	保険契約者	被保険者
建設期間	工事契約履行保証保険	工事受託者の契約不履行に基づく 契約解除違約金	事業者又は 請負人	事業者
	請負業者賠償責任保険	工事遂行に起因して発生した 第三者賠償責任損害及び訴訟費用等 交叉責任担保、管理財物担保	請負人	市、事業者、 請負人、 下請負人
	建設工事保険 (火災、地震等)	工事目的物の損害を担保 (戦争・元放射能リスクは除く)	請負人	市、事業者、 請負人、 下請負人
維持管理 及び 運営 業務 期間	維持管理及び運営業務契 約履行保証保険	維持管理及び運営業務受託者の契約 不履行に基づく契約解除違約金	事業者又は 維持管理及び 運営業務の受 託者	事業者
	維持管理及び運営業務業 者賠償責任保険	施設全体の維持管理及び運営業務の 遂行に起因して発生した第三者賠償 責任損害及び訴訟費用等 管理財物に対する賠償も担保	維持管理及び 運営業務の受 託者	事業者、維持管 理及び運営業 務の受託者

(保険名称は一般的な名称であり、保険会社によって異なる名称となることもある。)

上記以外の保険については、事業者の提案により、市と協議の上、決定する。

事業契約書（案） P32 別紙 3 表 1

変更後

期間	保険種目	主な担保リスク	保険契約者	被保険者
建設期間	工事契約履行保証保険—	工事受託者の契約不履行に基づく 契約解除違約金	事業者又は 請負人	事業者
	請負業者賠償責任保険	工事遂行に起因して発生した 第三者賠償責任損害及び訴訟費用等 交叉責任担保、管理財物担保	請負人	市、事業者、 請負人、 下請負人
	建設工事保険 (火災、地震等)	工事目的物の損害を担保 (戦争・元放射能リスクは除く)	請負人	市、事業者、 請負人、 下請負人
維持管理 及び 運営 業務 期間	維持管理及び運営業務契 約履行保証保険—	維持管理及び運営業務受託者の契約 不履行に基づく契約解除違約金	事業者又は 維持管理及び 運営業務の受 託者	事業者
	維持管理及び運営業務業 者賠償責任保険	施設全体の維持管理及び運営業務の 遂行に起因して発生した第三者賠償 責任損害及び訴訟費用等 管理財物に対する賠償も担保	維持管理及び 運営業務の受 託者	事業者、維持管 理及び運営業 務の受託者

(保険名称は一般的な名称であり、保険会社によって異なる名称となることもある。)

上記以外の保険については、事業者の提案により、市と協議の上、決定する。

第 34 条 1 項 (1) 号 ~ (4) 号により対応した場合は不要

第 56 条 1 項 (1) 号 ~ (4) 号により対応した場合は不要